那覇市公報

第１６２８号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市事務分掌条例及び那覇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（子育て応援課）…… 1058

◇規　　則◇

○那覇市事務分掌規則等の一部を改正する規則（保護第一課）…… 1060

○那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）…… 1063

○那覇市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）…… 1064

○那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こどもみらい課）…… 1065

○那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則（総務課）…… 1068

○那覇市中心市街地活性化委員会規則の一部を改正する規則(なはまちなか振興課)…… 1069

○那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）1070

◇訓　　令◇

○那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令（ハイサイ市民課）…… 1072

◇告　　示◇

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…… 1073

○平成 26 年（2014 年）９月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 1075

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1075

○平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第２号）（財政課）‥‥‥‥‥‥‥‥ 1077

○土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について（環境保全課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1078

◇公　　　告◇

○平成 25 年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1080

○国保特定健診だより配布業務委託に係る一般競争入札の実施について（特定健診課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1103

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1104

○那覇広域都市計画公園及び風致地区の変更について（都市計画課）‥‥‥‥ 1105

○会議開催の公告について（商工農水課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1106

○会議開催の公告について（商工農水課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1107

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1108

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1109

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について‥‥‥‥‥‥‥‥ 1110

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について‥‥‥‥‥‥‥‥ 1111

○那覇市排水設備指定工事店の休止について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1112

○那覇市排水設備指定工事店の廃止について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1113

○那覇市排水設備指定工事店の異動について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1114

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市農業委員会委員選挙の期日について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1115

○投票所について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1115

○投票所の開閉時刻の繰り下げ・繰り上げについて‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1116

○期日前投票の投票所について…… 1117

○開票事務と選挙会事務を合同に行うことについて…… 1117

○選挙会の日時及び場所について…… 1118

○投票用紙について…… 1119

○選挙長及び同職務代理者について…… 1120

○投票管理者及び同職務代理者について…… 1121

○期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について…… 1122

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…… 1123

○選挙会の日時の変更について…… 1124

◇農業委員会委員選挙選挙長告示◇

○選挙長の事務を行う場所について…… 1125

○選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について…… 1126

○立候補届出について…… 1126

○投票を行わないこととなった旨について…… 1127

◇固定資産評価審査委員会訓令◇

○那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する訓令…… 1128

条　　例

那覇市条例第37号
平成26年８月11日
公　　布　　済

那覇市事務分掌条例及び那覇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市事務分掌条例及び那覇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

（那覇市事務分掌条例の一部改正）

第1条　那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条　［略］ 2～7　［略］ 8　こどもみらい部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　［略］ (2)　児童福祉施設及び母子福祉施設に関すること。 (3)　［略］ 9～10　［略］	第2条　［略］ 2～7　［略］ 8　［略］ (1)　［略］ (2)　児童福祉施設及び母子・父子福祉施設に関すること。 (3)　［略］ 9～10　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市福祉事務所設置条例の一部改正）

第2条　那覇市福祉事務所設置条例（昭和47年那覇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所務） 第2条　福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどるものとする。	（所務） 第2条　福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどるものとする。
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

規　　則

那覇市規則第39号
平成26年８月28日
公　　布　　済

那覇市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市事務分掌規則等の一部を改正する規則

（那覇市事務分掌規則の一部改正）

第1条　那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（福祉部における課の分掌事務） 第10条　［略］ 2～4　［略］ 5　保護第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　［略］ (2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施に関すること。 6～7　［略］ （こどもみらい部における課の分掌事務） 第11条　［略］ 2　［略］ 3　子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6)　［略］ (7)　母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。 (8)～(10)　［略］	（福祉部における課の分掌事務） 第10条　［略］ 2～4　［略］ 5　［略］ (1)　［略］ (2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関すること。 6～7　［略］ （こどもみらい部における課の分掌事務） 第11条　［略］ 2　［略］ 3　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。 (8)～(10)　［略］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

（那覇市健康診査費用徴収規則の一部改正）

第2条　那覇市健康診査費用徴収規則(平成10年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（費用の徴収及び額） 第4条　市長は、健康診査を受ける者又はそ	（費用の徴収及び額） 第4条　［略］

の者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から健康診査に要する費用の一部を徴収する。ただし、健康診査を受ける者が次に掲げる者であるときは、その費用を徴収しないものとする。 (1)　[略] (2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (3)～(5)　[略] 2～3　[略]	(1)　[略] (2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金を受けている者 (3)～(5)　[略] 2～3　[略]
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市母子保健法施行細則の一部改正)

第3条　那覇市母子保健法施行細則(平成25年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表　別記]	[別表　別記]
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

［改正前　別記］
別表（第15条関係）
徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	［略］	
［略］			

備考　［略］

［改正後　別記］
別表（第15条関係）
徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯	［略］	
［略］			

備考　［略］

那覇市規則第40号
平成26年８月28日
公　　布　　済

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（市民文化部における課の分掌事務） 第7条　［略］ 2　［略］ 3　ハイサイ市民課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(17)　［略］ (18)　新都心市民サービスセンターにおける所得証明、資産証明、納税証明等に関すること。 (19)～(25)　［略］ 4～5　［略］	（市民文化部における課の分掌事務） 第7条　［略］ 2　［略］ 3　［略］ (1)～(17)　［略］ (18)　銘苅証明発行センターにおける所得証明、資産証明、納税証明等に関すること。 (19)～(25)　［略］ 4～5　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市規則第41号

平成26年８月28日

公　　布　　済

那覇市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則

那覇市予防接種実費徴収規則(昭和49年那覇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この規則は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、予防接種の実費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (実費の徴収及び額) 第2条　法第3条第1項の規定により日本脳炎又はインフルエンザの予防接種を行ったときは、その予防接種を受けた者又はその保護者から、予防接種を行う際に実費として1,000円を徴収する。	(趣旨) 第1条　この規則は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第28条の規定に基づき、予防接種の実費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (実費の徴収及び額) 第2条　法第5条第1項の規定により次の各号に掲げる疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種を受けた者又はその保護者から、予防接種を行う際に実費として、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。 (1)　日本脳炎　1,000円 (2)　インフルエンザ　1,000円 (3)　肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)　4,000円
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則中、第1条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

那覇市規則第42号
平成26年８月28日
公　　布　　済

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1　別記]	[別表第1　別記]
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第1備考第2項及び第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

[改正前　別記]

別表第1(第12条関係)

<table>
<tr><td colspan="2">各月初日の保育児の属する世帯の階層区分</td><td>保育料(月額)</td></tr>
<tr><td>階層区分</td><td>定義</td><td rowspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>A階層</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</td></tr>
<tr><td colspan="3">[略]</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
1　[略]
2　上表のD1からD9までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
(1)　所得税法第78条第1項(同条第2項第2号及び第3号の寄附金は、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
(2)　租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</td></tr>
</table>

(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～4　[略]

5　上表の「母子世帯等」とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。

6　[略]

7　上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)に入所し、又は児童発達支援(法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)及び医療型児童発達支援(法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

(1)～(3)　[略]

[改正後　別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定義	[略]
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯	
[略]		

備考

1　[略]

2　[略]

(1)　所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2)　租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項

3～4　［略］
5　上表の「母子世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。
6　［略］
7　上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)に入所し、又は児童発達支援(法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)若しくは医療型児童発達支援(法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。
(1)～(3)　［略］

那覇市規則第43号
平成26年８月28日
公　　布　　済

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則(平成12年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第2条　審議会は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第2号及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第3号の実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。	(担任事務) 第2条　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
	(3)　特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項
(3)　前2号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項	(4)　前3号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項
2　［略］	2　［略］
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第44号

平成26年８月28日

公　　布　　済

那覇市中心市街地活性化委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市中心市街地活性化委員会規則の一部を改正する規則

那覇市中心市街地活性化委員会規則(平成13年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条　[略] 2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(2)　[略] (3)　中心市街地の市民 (4)　那覇商工会議所の役員及び職員 (5)　[略]	(組織) 第3条　[略] 2　[略] (1)～(2)　[略] (3)　市民 (4)　商工業を支援する団体の役員又は職員 (5)　[略] (6)　その他市長が必要と認める者
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第45号

平成26年８月28日

公　　布　　済

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］	［別表第1　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1　社会福祉施設 (1)～(6)　［略］ (7)　母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第1項に規定する母子福祉施設 (8)～(11)　［略］	［略］	
	2～22　［略］		
［略］			

［改正後　別記］

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設 (8)～(11)　［略］	［略］	
	2～22　［略］		
［略］			

訓　　令

那覇市訓令第14号
平成26年８月28日
公　　表　　済

那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令

那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程（平成13年那覇市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（端末装置管理者の指定等） 第8条　端末装置の管理及び適正な運用を図るため、ハイサイ市民課の本庁、支所及び市民サービスセンターに端末装置管理者を置き、ハイサイ市民課長が指名する担当主査をもって充てる。 2～4　［略］	（端末装置管理者の指定等） 第8条　端末装置の管理及び適正な運用を図るため、ハイサイ市民課の本庁、支所及び銘苅証明発行センターに端末装置管理者を置き、ハイサイ市民課長が指名する担当主査をもって充てる。 2～4　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 223 号
平成 26 年８月 15 日
掲　　示　　済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第９条及び同施行規則第８条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　翁　長　雄　志

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 103 号
平 成 26年 8月 11日

那　覇　市　長　様

実施機関　消防局長　玉城　則雄　印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市消防局　救急課　　電話　867-1199
業務の名称	第三者行為求償に伴う救急搬送者名簿　144件
利用等の区分	■目的外利用　　□外部提供
利用又は提供する年月日	平成　26年　8月 12 日
目的外利用等をする個人情報の内容	平成26年6月1日から、平成26年7月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故･労働災害･加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項　第1号
新たな利用課又は提供先	那覇市国民健康保険課
所管部課	那覇市消防局　救急課 電話　８６７－１１９９　（内）６７１-１３１３

那覇市告示第 232 号
平成 26 年８月 27 日
掲　　示　　済

平成 26 年（2014 年）９月那覇市議会定例会の招集について

平成 26 年（2014 年）９月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　招　集　の　日　　平成 26 年９月４日（木）
２　招　集　の　場　所　　那覇市議会議場

那覇市告示第 235 号
平成 26 年８月 29 日
掲　　示　　済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第９条第４項及び同施行規則第８条第２項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　翁　長　雄　志

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年８月19日

那覇市長　様

那覇市長　翁長雄志　印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	環境部クリーン推進課　電話889-03567（内線626-18）
業務の名称	資源化物収集運搬禁止行為指導業務
利用等の区分	☑目的外利用　　□外部提供
利用又は提供する年月日	平成26年　　８月　　１２日
目的外利用等をする個人情報の内容	原動機付自転車の所有者及び使用者の氏名・住所
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第5号 審議会承認事項第1号による 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第２３条の２の違反行為に使用され、指導を受けず逃走した車両の所有者又は使用者等に対し、同条例に基づく指導。
新たな利用課又は提供先	環境部クリーン推進課
所管部課	企画財務部 税制課

那覇市告示第 249 号
平成 26 年 9 月 16 日

平成26年(2014年)８月那覇市議会臨時会で議決された平成26年度那覇市一般会計補正予算(第２号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第２号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,869 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,740,368 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		16,590,997	25,495	16,616,482
	2 県補助金	11,558,141	25,495	11,583,636
19 繰越金		500,000	6,374	506,374
	1 繰越金	500,000	6,374	506,374
歳　入　合　計		140,708,499	31,869	140,740,368

歳　出　　(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		1,560,012	20,000	1,580,012
	1 商工費	1,560,012	20,000	1,580,012
9 消防費		4,638,262	11,869	4,650,131
	1 消防費	2,825,489	11,869	4,650,131
歳　出　合　計		140,708,499	31,869	140,740,368

那覇市告示第 250 号
平成 26 年 9 月 16 日

土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第２項の規定により、平成 26 年６月 16 日那覇市告示第 156 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　指定を解除する区域　別図のとおり（那覇市港町３丁目２番１号地内）
２　土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第１項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　ベンゼン
３　規則第 31 条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物
４　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

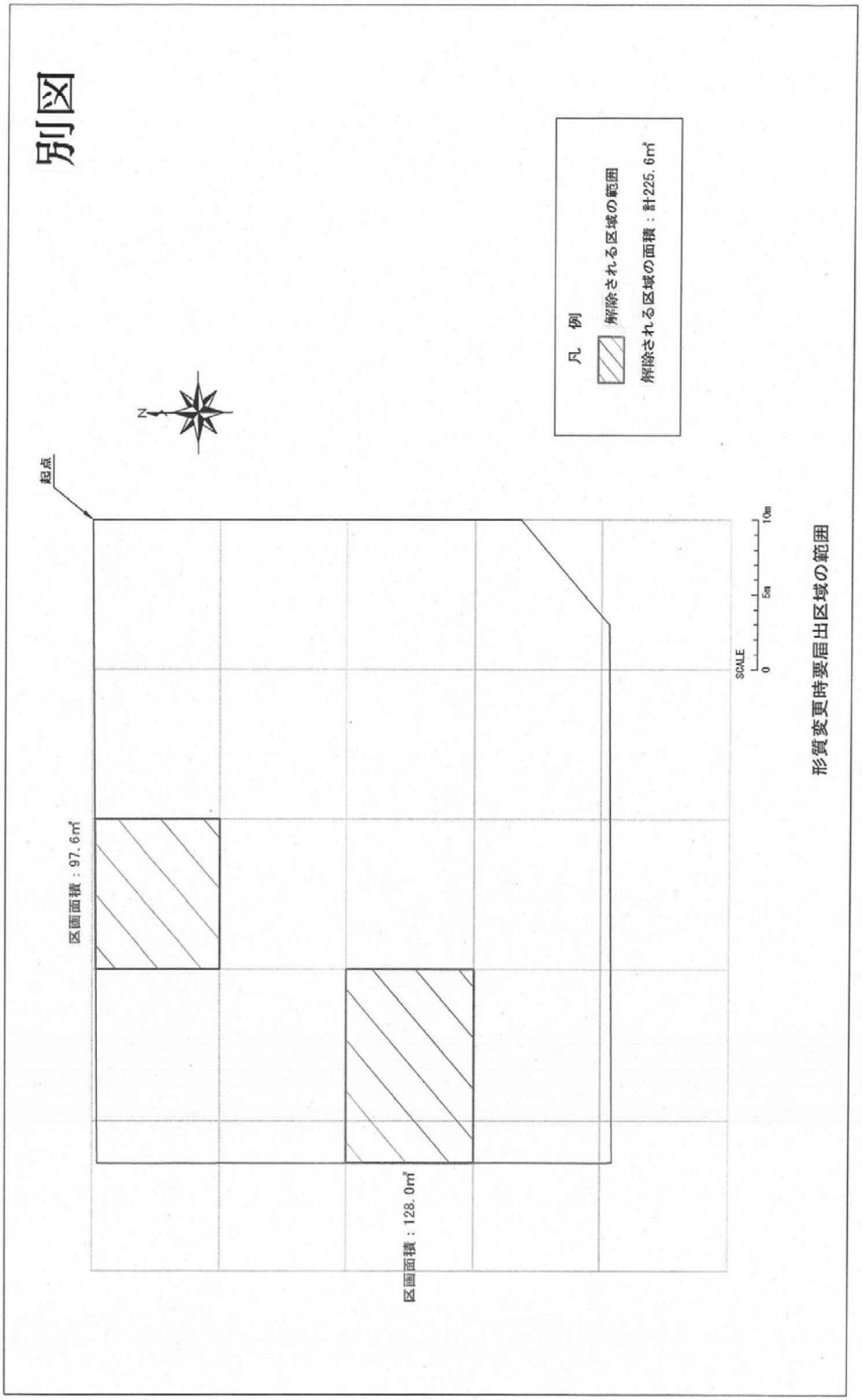
別図
凡 例
解除される区域の範囲
解除される区域の面積：計225.6㎡
N
起点
区画面積：97.6㎡
区画面積：128.0㎡
SCALE
0
5m
10m
形質変更時要届出区域の範囲

公　　告

那覇市公告第 193 号
平成 26 年８月 29 日
掲　　示　　済

平成 25 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の２第３項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第４条の規定により、平成 25 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長　翁　長　雄　志

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 25 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

１　職員の任免及び職員数に関する状況
２　職員の競争試験及び選考の状況
３　職員の給与の状況
４　職員の勤務時間その他勤務条件の状況
５　職員の分限及び懲戒処分の状況
６　職員の服務の状況
７　職員の研修及び勤務成績の評定の状況
８　職員の福祉及び利益の保護の状況
９　その他市長が必要と認める事項
10　公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585　那覇市泉崎１－１－１
那覇市役所　総務部人事課　電話 098-861-7499
FAX098-943-0289

（用語の説明）

1　部局の区分

(1)　市　長　：市長を任命権者とする市長の事務部局
(2)　議　会　：市議会議長を任命権者とする議会の事務局
(3)　選　管　：選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
(4)　監　査　：代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
(5)　教　委　：教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
(6)　消　防　：消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
(7)　水　道　：上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2　職位の区分

(1)　部長級　：政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等

(2)　副部長級：副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等

(3)　課長級　：課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、施設長、消防司令長、副署長等

(4)　主幹級　：主幹、館長、消防司令、専門主幹等

(5)　主査級　：主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、分館長、環境整備主査等

(6)　主任級　：主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等

(7)　主事級　：主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)　職員の任免に関する状況

ア　採用者数と昇任者数(H25.4.1～H26.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		96	0	0	0	17	11	3	127
昇任者数	部長級	4	0	0	0	0	1	0	5
	副部長級	12	0	0	0	1	1	1	15
	課長級	17	2	0	0	2	4	2	27
	主幹級	47	0	0	0	7	8	3	65
	主査級	54	1	0	0	12	13	4	84

（単位：人）

イ　退職者数(H25.4.1～H26.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		52	1	1	2	14	8	6	84
内訳	定年	34	1	1	2	9	7	6	60
	勧奨	8	0	0	0	3	1	0	12
	その他	10	0	0	0	2	0	0	12

（単位：人）

※　退職の勧奨は、年齢50歳から59歳に達した職員に対し行っています。

(2)　職員数に関する状況

職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	26	1	1	1	4	3	3	39
	課長	109	4	1	5	19	9	14	161
	主幹	173	5	1	2	27	22	24	254
	係長	288	6	2	0	103	75	39	513
	係員	855	2	3	0	277	161	97	1395
計		1467	19	8	8	432	271	178	2383
H26 年 4 月現在の職員数		1487	20	8	8	431	270	167	2391

（単位：人）

※　職員数には、退職派遣職員も含まれます。

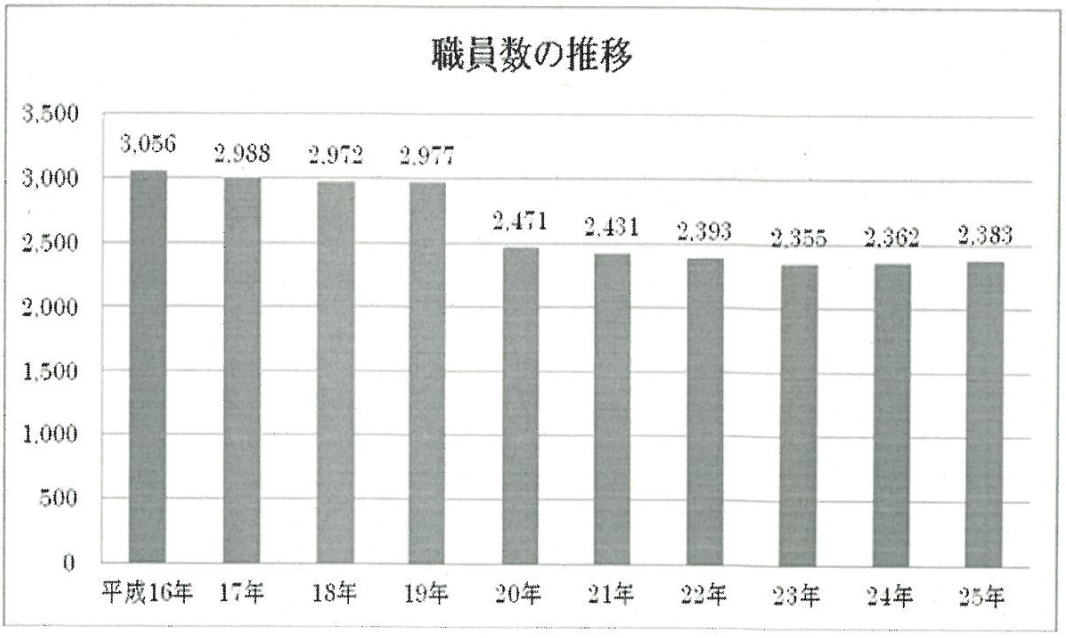

（単位：人）

※　各年 4 月 1 日現在。

※　平成 20 年 4 月 1 日那覇市立病院は、地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

２　職員の競争試験及び選考の状況

平成25年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1)　競争試験及び選考試験

①　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(ｱ)　日程

７月２６日　新聞公告
９月２２日　第１次試験
１０月１５日　第１次試験合格発表
１１月　９日・１０日　第２次試験（幼稚園教諭・保育士以外）
１１月１６日・１７日　第２次試験（幼稚園教諭・保育士）
１２月　９日　最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験種類	試験区分	申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(%B/A×100)	一次合格者数	最終合格者数(C)	競争率(倍)(B/C)	採用候補者名簿登載者の状況		
								採用者数	辞退者等数	未採用者数
行政職Ⅰ	上級行政	798	579	72.6	45	26	22.3	22	4	0
	中級行政	148	109	73.6	7	3	36.3	2	1	0
	初級行政	106	84	79.2	6	1	84.0	1	0	0
行政職Ⅱ（司書）		63	54	85.7	6	2	27.0	2	0	0
行政職Ⅲ（心理）		11	10	90.9	5	2	5.0	2	0	0
上級土木		27	17	63.0	10	4	4.3	3	1	0
上級建築		33	28	84.8	15	7	4.0	6	0	1
上級電気		24	21	87.5	6	1	21.0	1	0	0
幼稚園教諭・保育士		110	98	89.1	17	8	12.3	8	0	0
消防職Ⅰ	上級消防	116	92	79.3	7	2	46.0	2	0	0
	中級消防	122	88	72.1	7	1	88.0	1	0	0
	初級消防	81	66	81.4	7	1	66.0	1	0	0
消防職Ⅱ（救急救命士）		54	29	53.7	6	3	9.7	3	0	0
行政職（身体障がい）		－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計		1,693	1,275	75.3	144	61	20.9	54	6	1

※　採用候補者名簿登載者の状況は、平成26年４月１日現在

②　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（土木職）

(ｱ)　日程

５月１３日　新聞公告

６月　２日　第１次試験
６月１７日　第１次試験合格発表
６月３０日　第２次試験
７月　８日　最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(%) B/A×100)	一次合格者数(C)	最終合格者数(D)	競争率(倍) (B/D)	採用候補者名簿登載者の状況		
							採用者数	辞退者等数	未採用者数
土木職（A）	35	32	91.4	8	4	8.0	4	0	0
土木職（B）	74	73	98.6	19	8	9.1	8	0	0
合　計	109	105	96.3	27	12	8.8	12	0	0

③　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（医師職）

(ｱ)　日程

平成２５年９月２４日　新聞公告
平成２６年２月　３日　口述試験
２月　６日　合格発表

(ｲ)　試験職種、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(%) B/A×100)	最終合格者数(C)	競争率(倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者の状況		
						採用者数	辞退者等数	未採用者数
医師（公衆衛生）	2	2	100	1	2	1	0	0
医師（産業医）	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	2	2	100	1	2	1	0	0

３　職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1)　普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A（千円）	人件費B（千円）	人件費率（B/A）
平成23年度	120,564,673	18,608,002	15.4%
平成24年度	126,248,622	18,344,666	14.5%
平成25年度	125,973,318	17,707,031	14.1%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2)　給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 25 年４月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 26 年４月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成25年４月分		平成26年４月分	
		支給職員数（人）	平均支給額（百円）	支給職員数（人）	平均支給額（百円）
給料	給料	2,278	3,042	2,311	3,023
諸手当	扶養手当	1,091	210	1,079	209
	住居手当	770	255	821	256
	通勤手当	1,918	65	1,897	67
	時間外勤務手当	1,225	356	1,311	418
	休日勤務手当	355	167	329	164
	夜間勤務手当	217	56	206	53
	管理職手当	207	532	207	536
	特殊勤務手当	373	76	381	83
	期末手当＊	2,287	8,443	2,305	8,248
	勤勉手当＊	2,242	4,648	2,266	4,537
	地域手当	1	581	5	754
	単身赴任手当	1	680	0	0

初任給調整手当	2	2,190	5	2,632
教員特別手当	21	67	21	68

＊期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（６月と 12 月）における支給実績です。

(3)　給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。
ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。
なお、本市の一般行政職に該当する職員の数は、次のとおりです。
平成 25 年４月現在　1,227 人

＊　一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア　初任給の状況（平成 25 年４月１日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	２年経過後	決定初任給	２年経過後
大学卒	172,200	184,200	172,200	184,200
短大卒	152,800	164,300	152,800	164,300
高校卒	140,100	148,500	140,100	148,500

イ　　経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成 25 年４月１日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	252,448	354,207	383,507
短大卒	232,800	291,211	337,233
高校卒	204,975	297,575	351,967

ウ　職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成25年４月	平均給料(俸給)月額	308,200円	307,220円
	平均年齢	41.3歳	43.1歳

(4)　職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア　扶養手当

(ｱ)　配偶者‥‥‥‥‥13,000円

(ｲ)　配偶者以外の扶養親族‥‥‥‥‥6,500円

※配偶者のいない場合 ‥‥ (ｲ)のうち１人については11,000円

※16歳から22歳の子を扶養の場合‥１人につき月額5,000円を加算

イ　住居手当

(ｱ)　月額 12,000円を超える家賃の支払者‥家賃額により最高 27,000円まで

（例）家賃50,000円の場合、24,500円

計算式　（家賃－23,000円）×1/2＋11,000円

(ｲ)　持家の世帯主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0円

※　平成25年4月1日より廃止

ウ　通勤手当

通勤距離が２km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(ｱ)　交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）

(ｲ)　交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～24,500円

エ　時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ｱ)　１時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記３つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※　深夜とは、午後10時から翌日の午前５時までです。

(ｲ)　時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	職員数（人）	一人当たり支給年額(円)
平成23年度	404,080	2,044	197,690
平成24年度	423,388	2,052	206,329
平成25年度	425,637	2,066	206,019

オ　管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

部長	76,500 円	参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円	副参事	46,500 円

カ　特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.0%
支給対象職員１人あたり平均支給年額（試算）		93,600円
手当の種類（手当数）		20種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ　賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
６月期	1.225月分	0.675月	1.9月分
12月期	1.375月分	0.675月	2.05月分
計	2.60月分	1.35月	3.95月分
職務級などにより加算措置があります。			

ク　地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の15%を支給しています。

ケ　単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額23,000円～68,000円です。

※平成26年度は、支給対象者なし

コ　教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額5,000円～11,700円です。

(5)　退職手当の状況

ア　勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	29.933月分
勤続25年	33.5月分	40.505月分
勤続35年	47.5月分	58.083月分
最高限度額	58.083月分	58.083月分
定年前早期退職特例措置２％～20％加算		

イ　退職手当支給者の年度別支給状況

区分／期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成23年度	14	96	11,661	24,445	22.5	35.9
平成24年度	9	97	4,357	24,721	11.5	36.0
平成25年度	10	71	6,694	24,235	13.5	36.0

4　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間等の状況

ア　平成25年度における一般の職員の勤務時間等

(ｱ)　勤務時間

１週間あたり38時間45分

月曜日から金曜日までの５日間に１日７時間45分

(ｲ)　１日の勤務時間の割振り

午前８時30分から午後０時まで

午後１時から午後５時15分まで

（休憩時間　午後０時から午後１時まで）

(ｳ)　週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ　職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ｱ)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ｲ)　12月29日から翌年の１月３日までの日

(ｳ)　６月23日(慰霊の日)

(2)　職員のその他の勤務条件の状況

ア　年次有給休暇の行使状況(H25.4.1～H26.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	14.3	12.4	18.2	19.0	13.4	17.6	16.7	15.9
行使率(%)	71.5	62.0	91.0	95.0	67.0	88.0	83.5	79.5

※行使率は平均行使日数／20日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分（最大20日）を含む。

イ　夏期休暇（５日）の行使状況(H25.4.1～H26.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.9	3.5	5.0	5.0	4.5	4.6	4.7	4.6
行使率(%)	98.0	70.0	100	100	90.0	92.0	94.0	92.0

※行使率は平均行使日数／5日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は５月１日～10月31日の間となっています。

ウ　その他の主な休暇取得者数の状況(H25.4.1～H26．3.31)

休暇の種別＼部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	107	0	0	0	30	14	12	163
出産休暇	29	1	0	0	14	0	3	47
育児休暇	11	0	0	0	2	0	4	17
子の看護休暇	240	1	2	0	65	90	56	454
介護休暇（無給）	2	0	0	0	3	1	0	6

（単位:人）

※　私傷病休暇の状況は、５日以上の長期間にわたる場合のみです。

(3)　育児休業等の取得者数の状況(H25.4.1～H26.3.31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	61	1	0	0	26	0	9	97
	計	62	1	0	0	26	0	9	98
部分休業	男	0	0	0	0	0	1	0	1
	女	16	0	0	0	3	0	6	25
	計	16	0	0	0	3	1	6	26

（単位:人）

5　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)　職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成25年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	45	0	0	0	1	2	3	51

（単位:人）

(2)　職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 25 年度は 4

件でした。（※臨時・非常勤職員は含めない。）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	1	0	0	0	0	0	0	1
減給	2	0	0	0	0	1	0	3
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

6　職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 25 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数)（H25.4.1～H26.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	249	0	0	8	63	0	63	383

※　健康診断（人間ドックを含む。）等は、除いています。　　（単位:人）

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 25 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数(H25.4.1～H26.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	62	0	0	0	10	11	21	104

（単位:件）

7　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1）職員の研修状況

ア　平成25年度職員研修実施状況

区分	研修名	対象者	目的	主要科目（研修内容）	実施回数	人員／1回
基本研修	新採用職員研修（前期）	平成25年度4月1日採用職員及び平成24年度中途採用職員	(1) 地方公務員としての意識の確立を図る。 (2) 那覇市職員として必要とされる基礎的な知識、技能、態度等を習得させ、職場への適応力を養う。 (3) 同期職員とともに、先輩職員の講義を受講することで、新採用職員としてのモチベーションを高め、那覇市職員としての気概を育む。	市長講話 職員としての心構え 地方公務員制度 服務・休暇 給与のあらまし 安全衛生・福利厚生 那覇市の組織と役割 中核市移行について ＩＳＯ9001について 接遇 環境の基礎講座 予算のしくみ こころとからだの健康管理 那覇市の特定健診～健診と仕事力～ 那覇市の地域福祉について ＩＴマナーとポータルセキュリティ 職員研修の考え方 市民との協働 男女共同参画推進事業 先輩職員と語る 那覇市の歴史と文化 那覇市の防災行政 文書事務のあらましと文書管理システム	1	117
	新採用職員研修（後期）	平成25年度4月1日採用職員及び平成24年度中途採用職員	採用から現在までの６カ月間を振り返り、仕事への取り組み方、心構えを再点検し、職務遂行に必要な基礎的知識の習得を図る。	地方自治員制度 行政学入門 条例・規則 人事課長講話 那覇市の都市計画 公務員倫理	1	109
	現任職員研修（３年目）	採用３年目（平成23年度採用職員、前年度中途採用職員）	那覇市職員として、主体的に自己・職場の形成ができる人材になろう!! ~自覚・問題意識・責任感・思いやりをもとう~達成目標：那覇市職員としての自分の役割を考えるとともに、楽しく　働ける職場作りのためのきっかけを見つける。	人事課長講話 やる気元気向上委員会	1	36
			日常業務や職場環境に慣れてきた採用３年目職員に対して、「第１回目」研修でイメージした政策形成の理論的な理解と職務遂行に必要な基礎的知識の深化を図る。	メンタルヘルス 文書事務 政策形成	1	60
	現任職員研修（６年目）	採用６年目（平成20年度採用職員、前年度中途採用職員）	複数回の人事異動を経験し、実務に携わる機会が増える採用６年目職員に対して、那覇市のまちづくりの方向性の意識付けおよび基本的な法制度の理解と実務能力の養成を図る。	人事課長講話 那覇市の総合計画 出納事務（概論） 法制執務 個人情報保護制度・情報公開制度 メンタルヘルス	1	70
	現任職員研修（９年目）	採用９年目（平成17年度採用職員、前年度中途採用職員）	将来の組織を担う中堅職員として、その役割を認識し、職務遂行に必要な知識の習得を図る。	人事課講話 複数年契約（債務負担行為/長期継続契約） 出納事務 行政手続制度（法・条例）	1	40
	新任主査級研修（1回目）	平成25年4月1日に主査級に昇任した職員および前年度未修了者	講義や演習を通し、男女共同参画及び組織内で果たすべき役割を認識することで、職員が自己成長する個人能力を向上させ、組織の活性化につなげることを目的としたものとする。	男女共同参画講座 （ｾﾙﾌｴﾝﾊﾟﾜｰﾒﾝﾄ：ｺｰﾁﾝｸﾞを活用した動機付けと自己確立）	1	58

区分	研修名	対象者	目的	主要科目（研修内容）	実施回数	人員／1回
	新任主査級研修(2回目)	平成25年4月1日に主査級に昇任した職員および前年度未修了者	組織の中核として、また、将来の組織を担う人材としてその役割を認識し、円滑な職務遂行に必要な知識の深化を図る。	人事課長講話 予算編成について （当初・補正予算/流用・使途変更） 議会との関係 民法（物権・債権）	1	63
	新任主幹研修	平成25年4月1日に主幹級に昇任した職員および前年度未修了者	現場リーダーとして身につけておくべきマネジメントスキルの強化を図る。	総務部長講話 監督職に求められるリーダー力 （リスクマネジメント）	1	49
	グループ長研修(1回目)	G長３年以内の主査・主幹職員および前年度未修了者	組織環境の変化を捉え、グループ長に求められる「業務遂行・管理者」「実践者」「指導者」等の多面的な役割を再認識し、率先して組織力強化及び風土改革を行い、組織目標を実現することができるリーダー力の養成を図る。	タイムマネジメント	1	31
	グループ長研修(2回目)	G長３年以内の主査・ 主幹職員および前年度未修了者	リーダーとして、公正、公平かつ円滑に事業を執行するための役割を認識し、職務遂行に必要な知識の深化を図る。	総務部長講話 監査事務 官製談合防止法	1	51
	新任課長研修	平成25年4月１日に 課長級に昇任した職員および前年度未修了者	管理職の役割・責任を認識し、仕事の仕方・意識の変革や部下の育成等についての知識を習得することにより、組織運営に役立てる。	総務部長講話 管理職に求められるマネジメント （組織・業務・人事評価）	1	18
	管理職員特別研修（課長級以上）	課長級以上の管理職員	管理職としての資質向上を図る。	市長講話 外部講師による講演	1	176
実務研修	文書事務研修Ⅰ（契約）	事務担当者および希望者	地方自治法、契約規則に基づき、契約特に工事請負契約について理解を深め、職員の契約に関する事務能力の向上を図る。	地方公共団体における建設工事請負契約	1	42
	文書事務研修Ⅱ（公用文書）	文書主任・副主任および希望者	公用文書全般について理解を深め職員の起案能力の向上を図る。また、ＰＣ実習をとおして文書管理システムの操作方法を学び、事務処理能力の向上を図る。	文書事務/ＰＣ実習	1	44
	服務・旅費等基礎研修Ⅰ（服務、安全・衛生、共済組合）	事務担当者および希望者	服務、安全・衛生に関する基礎知識を担当者が習得することによって、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	服務事務 安全・衛生 共済組合	1	33
	服務・旅費等基礎研修Ⅱ（臨時・非常勤、旅費事務）	事務担当者および希望者	臨時・非常勤、旅費に関する基礎知識を担当者が直接習得することによって、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	臨時・非常勤 旅費事務	1	40
	財務会計研修Ⅰ（物品会計、予算決算事務）	財務会計事務担当者 および希望者	物品会計、予算・決算の財務会計事務を体系的に学ぶ事により、財務会計事務の重要性を確認し、適正な事務の執行と能率の向上を図る。	物品会計事務 予算決算事務	1	97
	財務会計研修Ⅱ（出納事務）	財務会計事務担当者 および希望者	出納（収入事務・支出審査等）の財務会計事務を体系的に学ぶ事により、財務会計事務の重要性を確認し、適正な事務の執行と能率の向上を図る。	収入事務 債権者登録 支出審査・歳計外	1	98
	法制執務研修	希望者	条例、規則等の立案に必要な制定・改正技術及び法的知識を身につけ、法制執務能力の向上を図る。	法令の基本形式 法令用字及び用語の使い方 例規改正の実務、演習（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ） 例規審査の実務・演習（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ） 複雑な条文の読み方 法令解釈の仕方	1	28

区分	研修名	対象者	目的	主要科目（研修内容）	実施回数	人員／1回
専門研修	接遇研修	希望者	直接、業務を通して市民の皆さまと接している窓口は行政ｻｰﾋﾞｽの第一線とも言える。　この研修では応対の基本から苦情対応など実際の事例を通して更に応用力をつけ、市の職員としてﾌﾟﾛ意識の高い、信頼を持たれる窓口としての応対能力向上を目指す。 また、その根底となる考え方やｽｷﾙを心理学的な面からも学び理解を深めていく。	「窓口対応力向上研修」 ＣＳ（市民満足度）の向上を目指して 応対の基本を振り返る 苦情の対応の仕方と直接話法 感じの良い話し方と正しい敬語の遣い方 ケース・スタディ（実際の事例を使って） 人との関係を気づき対人応対能力を高める	1	24
	男女共同参画講座	希望者	対話型ワークを中心に、哲楽コミュニケーションを活かした元気で笑顔が生まれる職場づくりができるよう、「異なるもの（性別、年齢別、職種別等）」をテーマにし、人間力やコミュニケーションスキルの向上を図る。	「哲楽コミュニケーション研修」 声が生まれる対話の環境づくり 対話型ワーク	1	26
	政策法務研修	希望者	「地方分権」「市民協働」など大きく転換する社会環境における国との役割分担や行政運営を学び、政策を実現するための法制度の役割と機能の理解を深め、条例・規則を立案する政策法務能力の向上を図る。	コンプライアンスと地方分権 分権時代の行政運営 自治体の政策形成 法制執務 一般地方自治制度上の政策課題	1	11
	プレゼンテーション能力養成講座	希望者	プレゼンテーションのツールであるパワーポイントを活用して、効果的なプレゼンテーション能力を高め、市民説明会や職場内講師としての業務説明等のスキル向上を図る。	パワーポイントの基礎知識 プレゼンテーションの流れと組み立て パワーポイントの基本操作 プレゼンテーション技法 スライド作成 プレゼンテーション実技	1	22
派遣研修（選抜）	市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）	担当職員～係長級・課長級	・市町村が直面している重要課題を適切に処理する能力を養成する。 ・特定行政分野における高度な事務処理能力を養成する。	該当科目中の希望科目	－	23
	全国市町村国際文化研修所（市町村国際文化アカデミー）	全職員	市町村が直面している行政上の課題に関する現、政策、事例等の多角的な考察を通じて、当該課題に的確に対応する能力の養成を図る。	該当科目中の希望科目	－	6
	自治大学校	主査級以上	幹部候補の養成。政策形成能力と行政経営能力を養成を図る。	該当科目中の希望科目	－	1
	公務能率（NOMA）派遣研修	全職員	組織活性化のための職員研修の課題等を学び、今後の業務に役立てる。	該当科目中の希望科目	－	2
	沖縄県自治研修所派遣研修（沖縄県市長会委託）	全職員	沖縄県自治研修所が実施する研修に派遣し、職務遂行能力の向上に役立てる。	沖縄県自治研修所研修計画による	－	263

イ　平成25年度職場研修実施状況

各職場で主催した職場研修

職場研修全部局合計（市立病院を除く）	実施回数	延べ参加人数	経費（報酬費等）
	439回	8,738人	1,391,094円

（２）職員の勤務成績の評定の状況

市長事務部局においては、地方公務員法第 40 条第１項に基づき人事評価（実績評価及び能力評価）を下記のとおり実施し、職員の指導、研修及び配置換に活用することとしています。他の任命権者においても、市長事務部局にならって実施、又は検討を行っています。

ア　人事評価の実施日程

平成 25 年度における市長事務部局の人事評価の実施日程は以下のとおりです。

目標設定面談　平成 25 年５月
中間面談　　〃　　８月（管理職は 10 月）
評価面談　　平成 26 年１月

イ　評価対象者数

平成 25 年度において人事評価の対象となった職員数は、休職、育児休業、派遣等により対象外となった職員を除き、以下のとおりです。

評価対象者数

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
対象者数	1,361	0	8	8	405	0	166	1,948
人事評価の実施	実施	検討中	実施	実施	実施	検討中	実施	

（単位：人）

8　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　健康管理事業

ア　健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員 (ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者：1,621人
	消防	対象：全職員 受診者：176人
	上下 水道	対象:全職員(非常勤職員含む。臨時職員は希望者) 受診者：178人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：9人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：2人 対象：障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕健康診断	市長	受診者：4人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者：163 人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：48 人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、土木管理事務所、環境保全課、公園管理事務所、環境施設組合の現業職員 受診者：77 人

＊　上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ　健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 月4回（内科1回3時間・精神科3回各3時間）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回４時間　（嘱託栄養士）
市長 消防 教委	保健師による健康相談	クリーン推進課	クリーン推進課職員　月に1回
		図書館・公民館等の巡回	公立図書館・公立公民館 学校給食センター
		保育所巡回	保育所、給食センター、療育センターの職員（保育士、用務員、調理員等）
		消防職全職員	新規採用職員巡回健康相談（主にメンタル面） 消防学校初任教育入校生11人 メンタルヘルス相談
市長 教委	保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ3,755件
全	メンタルヘルス相談		全職員　心理相談員によるカウンセリング 開設日　月～金 実施人数：延べ　389件
上下 水道	産業医による健康相談		対象：全職員（臨時・非常勤職員含む） 内容：医療全般

ウ　健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修	所属長・G長職	平成25年5月22日 「ラインケアの実践研修」 山本クリニック　山本　和儀 受講者：39人
	②腰痛予防講演会 -整形外科トレーナー	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	平成25年8月27日 「腰痛予防について」 ～腰痛悪化・防止も含めたストレッチの実践～ 受講者：31人
	③熱中症対策 -保健師	クリーン推進課	平成25年4月30日 受講者：50人
	④生活習慣病予防教室	・希望する女性職員 ・健診有所見者（20～39歳）職員 ・希望者、所属長が推薦する職員	●栄養講話 平成25年11月25日 「キレイに健康ｄｅ食生活」 「健康バランス食」 管理栄養士　吉田陽子 ●タバコ研修 平成25年2月20日 「禁煙で心も体も健康に」 徳山クリニック 医師　永吉奈央子 受講者：計144人
	⑤若年層メンタルヘルス研修	現任6年目職員 現任3年目、6年目、9年目の職員	平成25年7月3日 「解決思考で元気になろう」 長田クリニック 院長　長田　清 平成25年9月26日（3年目） 2月28日（6年目） 3月7日（9年目） 「アルコールの賢い楽しみ方」 沖縄協同病院 精神科医　小松知己 受講者：203人

(2)　職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第42条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
文化・体育事業	卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等のスポーツ大会等の親睦事業の実施。スポーツ用品、レジャー用品の貸し出し。	
施設事業	職員会館及び職員駐車場の管理	
補助事業	文体育成費	代表派遣補助、部出先補助、物品を補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	厚生会売店（本庁者・銘苅庁舎）の運営及び商品代立替を実施	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金と市負担金の比率については、会員掛金率が各職員の給与月額の1,000分の６、市負担金率が職員の給料総月額の1,000分の４となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数　(H25.4.1～H26.３．31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	4 (0)	0 (0)	11 (1)
	非常勤職員 (内労災分)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
	計	5	0	0	0	6	4	0	15
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
	非常勤職員 (内労災分)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (2)
	計	7	0	0	0	2	0	0	9
合　計		12	0	0	0	8	4	0	24

9　その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

10　公平委員会の業務の状況について

(1)　平成 25 年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 0 件　　未処理 0 件

(2)　平成 25 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件　　未処理 0 件

那覇市公告第 196 号
平成 26 年８月 29 日
掲　　示　　済

国保特定健診だより配布業務委託に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第１項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167 条の６及び那覇市契約規則第13 条の規定により次のとおり公告する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　入札に付する事項
（1）件　　名　国保特定健診だより配布業務委託
（2）入札参加資格　別紙をご覧ください

２　競争入札参加資格確認申請書の提出
（1）提出期限：平成 26 年９月５日（金）午後５時
（2）提出場所：那覇市泉崎１丁目１番１号
　　健康部特定健診課　特定健診Ｇ（２階　32 番窓口）

３　入札説明会の日時及び場所
（1）日　　時：平成 26 年９月 11 日（木）午前 10 時
（2）場　　所：那覇市泉崎１丁目１番１号
　　那覇市役所　２階　会議室 202Ｂ

４　入札執行の日時及び場所
（1）日　　時：平成 26 年９月 16 日（火）午前 10 時
（2）場　　所：那覇市泉崎１丁目１番１号
　　那覇市役所　２階　会議室 202Ｂ

※駐車場は有料です。

那覇市公告第 207 号
平成 26 年 9 月 3 日
掲　　示　　済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第４項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市公告第 211 号
平成 26 年 9 月 8 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画公園及び風致地区の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第19条第１項の規定により、那覇広域都市計画公園及び風致地区を変更したいので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第17条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市
上記代表者　那覇市長　　翁長　雄志

１　都市計画の種類
（１）那覇広域都市計画公園
（２）那覇広域都市計画風致地区

２　都市計画を定める土地の区域
（１）那覇広域都市計画公園　５・５・那４号 漫湖公園
変更する部分　那覇市古波蔵三丁目地内及び鏡原町地先
（２）那覇広域都市計画風致地区　漫湖風致地区
変更する部分　那覇市鏡原町地内

３　縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（本庁舎９階）

４　縦覧期間
平成26年９月８日から平成26年９月22日まで。
ただし、那覇市の休日を定める条例（平成３年条例第33号）に定める休日を除く。

５　縦覧時間
午前８時30分から午後５時15分まで。
ただし、正午から午後１時までを除く。

那覇市公告第 222 号
平成 26 年 9 月 16 日

会議開催の公告について

次のとおり、会議を開催しますので、那覇市の会議の公開に関する指針６（２）により、公告します。

那覇市長　翁　長　雄　志

１	会議の名称	那覇市伝統工芸館運営審議会
２	開催年月日	平成 26 年９月 26 日（金）午後２時～午後５時
３	開催場所	那覇市ぶんかテンブス館　３階会議室
４	議　　題	・那覇市伝統工芸館利用料金改定 ・那覇市伝統工芸館指定管理者予定候補者選定
５	傍　　聴	否（理由：那覇市の会議の公開に関する指針３（２）による）
６	意見提出	会議の議題について意見のある方は、平成 26 年９月 24 日までに、経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。
７	照　会　先	担当事務局　経済観光部商工農水課（℡９５１－３２１２）

那覇市公告第 223 号
平成 26 年 9 月 16 日

会議開催の公告について

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長　翁　長　雄　志

記

1	会議の名称	那覇市ぶんかテンブス館運営審議会
2	開催年月日	平成 26 年 10 月２日（木）午後２時から午後５時まで
3	開催場所	那覇市ぶんかテンブス館３階会議室
4	議　　題	那覇市ぶんかテンブス館利用料金改定について
5	傍　　聴	否（那覇市の会議の公開に関する指針３　会議公開の基準（２）による）
6	意見提出	会議の議題について意見のある方は、平成26年９月30日(火)までに経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。
7	照 会 先	担当事務局　（経済観光部商工農水課　商工振興G） （☎951-3212　内 705309）

那覇市公告第 224 号
平成 26 年 9 月 16 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
　平成 25 年３月 25 日　第 22－004－１号　沖縄県指令土第 337 号
２　開発区域に含まれる地域の名称　那覇市首里石嶺町二丁目 70 番２ほか２筆
３　公共施設の種類、位置及び区域
　（１）種類　道路
　（２）位置及び区域　次の図の通り
　（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　那覇市泉崎一丁目１番１号　那覇市長　翁長　雄志
５　検査済証番号　平成 26 年８月 14 日　那都建第 196 号
６　工事完了年月日　平成 26 年７月３日

那覇市公告第 225 号
平成 26 年 9 月 16 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
　平成 26 年３月 26 日　第 24－N67－02 号　那覇市指令都建第 3270 号
２　開発区域に含まれる地域の名称　那覇市樋川 428-1, 430-1, 430-4, 430-5, 430-6
３　公共施設の種類、位置及び区域
　（１）種類　防火水槽
　（２）位置及び区域　次の図の通り
　　（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　那覇市旭町 112 番地１　金秀建設株式会社
　代表取締役社長　呉屋　守孝
５　検査済証番号　平成 26 年８月 28 日　那都建第 234 号
６　工事完了年月日　平成 26 年７月 30 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 16 号
平 成 26 年 8 月 14 日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第１号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事　業　者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
425	株式会社　ライフサービス 24	浦添市屋富祖１丁目３番７号真座ハウス１F	仲本　善次	平成 26 年８月 13 日

那覇市上下水道局告示第 17 号
平 成 26 年 8 月 28 日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事　業　者	事業所の所在地	代表者
0402	ちゅら工房	宜野湾市真栄原３丁目 19 番 12 号	八幡　隼弥

那覇市上下水道局告示第 18 号
平 成 26 年 8 月 29 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の休止について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第５項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を休止するので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

指定（登録）番号	第 450 号
指定工事店名	株式会社　ニシハラ
営業所所在地	那覇市首里石嶺町２丁目 188 番地
代表者名	仲間　貞子
指定の有効期限	平成 24 年８月 16 日
	平成 29 年３月 31 日
休止日	平成 26 年７月 31 日
休止理由	責任技術者不在の為

那覇市上下水道局告示第19号
平成26年8月29日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の廃止について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第２項の規定に基づき、次のとおり廃止があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

指定（登録）番号	第456号
指定工事店名	ちゅら工房
営業所所在地	宜野湾市真栄原３丁目19番12号
代表者名	八幡　隼弥
指定の有効期限	平成25年２月22日
	平成29年３月31日
取消し日	平成26年８月26日
取消し理由	廃業

那覇市上下水道局告示第 20 号
平 成 26 年 8 月 29 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第４項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

指定（登録）番号	第　111　号
指定工事店名	株式会社　東洋設備
営業所所在地	那覇市字天久 1122 番地
代表者名	玉城　信六
指定の有効期間	自　平成 22 年４月　１日
	至　平成 27 年３月 31 日
異動年月日	平成 26 年８月４日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 11 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

那覇市農業委員会委員選挙の期日について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第１項の規定により、那覇市農業委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

１　選　挙　期　日　　平成 26 年９月７日

２　選挙すべき委員数　　６人

那覇市選挙管理委員会告示第 12 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

投票所について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票所について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第１項の規定に基づき、次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

投　　票　　所	所　　在　　地
那覇市選挙管理委員会	那覇市泉崎１丁目１番１号 那覇市役所本庁舎　　12 階

那覇市選挙管理委員会告示第 13 号
平 成　２６ 年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

投票所の開閉時刻の繰り下げ・繰り上げについて

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票所の開閉時刻の繰り下げ・繰り上げを農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 40 条の規定に基づき、次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

投　票　所	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
那覇市選挙管理委員会	午前９時	午後４時

那覇市選挙管理委員会告示第 14 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

期日前投票の投票所について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における期日前投票の投票所は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の２の規定に基づき、次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

投　　票　　所	所　　在　　地
那覇市選挙管理委員会	那覇市泉崎１丁目１番１号 那覇市役所本庁舎　　12 階

那覇市選挙管理委員会告示第 15 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

開票事務と選挙会事務を合同に行うことについて

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第１項の規定に基づき、開票の事務は、選挙会の事務に併せて行うものとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

那覇市選挙管理委員会告示第 16 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

選挙会の日時及び場所について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定に基づき、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

１　日　時　平成 26 年９月７日（日）午後４時

２　場　所　那覇市選挙管理委員会
那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎　12 階

那覇市選挙管理委員会告示第 17 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

投票用紙について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票用紙は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 45 条の規定に基づき、次のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

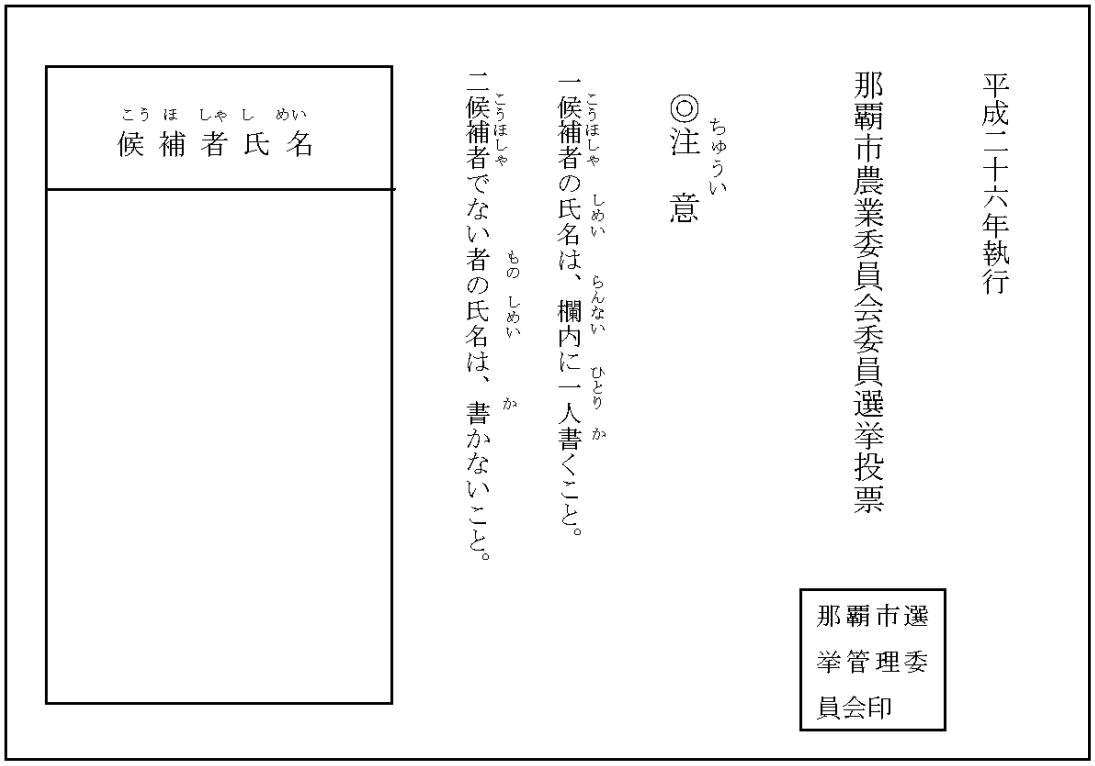

備考　投票用紙に押すべき印は、委員会の印を押印するものとする。

用紙の色	白色
文字の色	黒色
規格	B7　91mm×128mm

那覇市選挙管理委員会告示第 18 号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

選挙長及び同職務代理者について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における選挙長及び同職務代理者を、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第３項及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）第６条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第１項の規定に基づき、次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

職　名	住　　所	氏　　名
選　挙　長	那覇市字国場 118 番地１	嘉数　進
職務代理者	那覇市字国場 388 番地	渡嘉敷　光秋

那覇市選挙管理委員会告示第 19 号
平 成 ２６ 年 ８ 月 ３１ 日
掲　　示　　済

投票管理者及び同職務代理者について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第２項及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）第６条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第１項の規定に基づき、次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

職　名	住　　所	氏　　名
投票管理者	那覇市首里石嶺町４丁目 451 番地	金城　利夫
職務代理者	那覇市字国場 388 番地	渡嘉敷　光秋

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号
平 成 ２６ 年 ８ 月 ３１ 日
掲　　示　　済

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第２項及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）第６条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第１項の規定に基づき、次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

職　名	住　　所	氏　　名	職務を行うべき日
投票管理者	那覇市首里石嶺町４丁目 451 番地	金城　利夫	平成26年９月１日 ～ 平成26年９月６日
職務代理者	那覇市字国場 388	渡嘉敷　光秋	平成26年９月１日 ～ 平成26年９月６日

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号
平　成　２６　年　９　月　２　日
掲　　示　　済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第１項及び第 75 条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）第４条第１項及び第４条の２第１項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の１の数並びに地方自治法第 76 条第１項、第 80 条第１項、第 81 条第１項及び第 86 条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第 11 項及び第５条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

１	選挙権を有する者の総数の 50 分の１の数	５，０３５人
２	選挙権を有する者の総数の３分の１の数	８３，９０５人
３	選挙権を有する者の総数の６分の１の数	４１，９５３人

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号
平　成　２６　年　９　月　２　日
掲　　示　　済

選挙会の日時の変更について

選挙会の日時及び場所について（平成 26 年８月 31 日付け那覇市選挙管理委員会告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

新	日時	平成 26 年９月８日（月）午前９時 30 分
旧	日時	平成 26 年９月７日（日）午後４時

農業委員会委員選挙選挙長告示

那覇市農業委員会委員選挙選挙長告示第１号
平　成　２６　年　８　月　３１　日
掲　　示　　済

選挙長の事務を行う場所について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所は次のとおりである。

那覇市農業委員会委員選挙
選挙長　　嘉　数　　進

場　所　那覇市選挙管理委員会
　　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎 12 階

那覇市農業委員会委員選挙選挙長告示第２号

平　成　２６　年　８　月　３１　日

掲　　示　　済

選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条の規定に基づき次のとおり行う。

那覇市農業委員会委員選挙
選挙長　　嘉　数　　進

１　日　時　平成 26 年９月４日（木）午後５時

２　場　所　那覇市選挙管理委員会
那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎 12 階

那覇市農業委員会委員選挙選挙長告示第３号

平　成　２６　年　８　月　３１　日

掲　　示　　済

立候補届出について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙における立候補届出は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の４に基づき次のとおりである。

那覇市農業委員会委員選挙
選挙長　　嘉　数　　進

立候補者一覧

届出番号	ふりがな 候補者氏名	本　　籍	住　　所	生年月日	党派	職業
１	かかず　まこと 嘉数　誠	沖縄県那覇市字国場118番地	沖縄県那覇市字国場118番地１	昭和47年５月31日	日本共産党	農業
２	ひが　すすむ 比嘉　晋	沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目477番地１	沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目275番地２	昭和26年５月１日	無所属	農業
３	しろま　ひでお 城間　秀雄	沖縄県那覇市字与儀88番地	沖縄県那覇市字与儀88番地	昭和22年11月14日	無所属	農業
４	いさ　しんこう 伊佐　眞幸	沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目23番地	沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目23番地３　２階	昭和28年６月27日	無所属	農業
５	うえはら　きよひろ 上原　清広	沖縄県那覇市具志二丁目156番地	沖縄県那覇市具志２丁目23番７号	昭和33年９月27日	無所属	農業
６	あらかき　つぎお 新垣　次夫	沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯288番地	沖縄県那覇市字国場707番地　パラシオン国場601	昭和36年７月20日	無所属	農業

（注）候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を（　）書きすること。

那覇市農業委員会委員選挙選挙長告示第４号

平　成　２６　年　８　月　３１　日

掲　　示　　済

投票を行わないこととなった旨について

平成 26 年９月７日執行の那覇市農業委員会委員選挙につき、届出のあった候補者がその選挙における定数を越えないので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 100 条第４項の規定により投票は行わない。

那覇市農業委員会委員選挙

選挙長　　嘉　数　　進

固定資産評価審査委員会訓令

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第２号
平　成　２６　年　８　月　２２　日
公　　表　　済

那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長　　宮　里　猛

那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する訓令

那覇市固定資産評価審査委員会処務規程（昭和63年固定資産評価審査委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決事項） 第3条　上席書記は、次の各号に掲げる事項について専決することができる。 (1)　［略］ (2)　公文書の公開又は非公開に関すること。 (3)～(4)　［略］	（専決事項） 第3条　［略］ (1)　［略］ (2)　公文書の公開又は非公開の決定（那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関することを除く。）に関すること。 (3)～(4)　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この訓令は、平成26年8月22日から施行する。